

# 小学校高学年道徳科の検定済教科書における 情報モラル教材の特徴分析

## An Analysis of Information Moral Teaching Materials in Moral Education of Upper Elementary School

相澤 崇 小河智佳子 大輪 知穂

AIZAWA Shu, OGAWA Chikako, OWA Chiho

### 要旨

本研究は、平成29年告示の小学校学習指導要領において、特別の教科に位置付けられた道徳科の検定済教科書から情報モラル教材を抽出し、①推奨年間指導計画での教材の取扱いと形式、②新小学校学習指導要領の内容項目との関連、③情報モラル指導モデルカリキュラムとの関連について整理し、その特徴を分析した。

その結果、小学校高学年道徳科の検定済教科書に掲載されている情報モラル教材数の平均値は2.3であり、その内、推奨教材数の平均値は1.3であった。新小学校学習指導要領の内容項目との関連では、22項目中、8項目の関連教材が抽出された。情報モラル指導モデルカリキュラムとの関連では、「1. 情報社会の倫理」の「a3-1：他人や社会への影響を考えて行動する」で多くの関連教材が抽出されたが、関連する中目標の数は、少なかった。

小学校高学年において発達段階に応じた体系的な情報モラル教育を実施するためには、道徳科で取り扱うべき内容を他教科・領域での取り扱いを検討し、その授業のねらいに、道徳的価値を有機的に結び付ける指導方法の工夫が、必要と示唆された。

<キーワード>道徳科、情報モラル教材、検定済教科書、小学校学習指導要領の内容項目、  
情報モラル指導モデルカリキュラム

### 1. はじめに

#### (1) 道徳の教科化

平成20年告示の小学校学習指導要領（以下、現行小学校学習指導要領）において道徳は、教育課程で領域に位置付けられていた<sup>[1]</sup>。その道徳は、道徳の時間を要とし、学校教育活動全体を通じて実施し、道徳的な心情、判断力、実践意欲や態度を養うことを目的としていた。しかし、道徳の時間の軽視、読み物教材を中心とし登場人物の心情理解のみに偏った授業等から、その目的が十分に達成できていない実状があった<sup>[2]</sup>。

これらの実状をふまえ、平成29年に告示された小学校学習指導要領（以下、新小学校

学習指導要領)において道徳は、教育課程で特別な教科に位置付けが変更され(以下、道徳科)、適切な教材を用いた確実な指導、目標、内容、教材や評価、指導体制の在り方等の見直しが図られた<sup>[3]</sup>。この特別な教科への位置付けの変更に伴い、道徳科の時間に使用する教材についても変更された。現行小学校学習指導要領においては、補助的教材である副読本が使用されていたが、新小学校学習指導要領では、主たる教材に位置付けられる教科用図書(以下、検定済教科書)が使用されることになった<sup>[4]</sup>。

検定済教科書には教科書検定制度があり、全国的な教育水準や適正な教育内容の維持などの理由から実施されている<sup>[5]</sup>。しかし、平成11年の高等学校学習指導要領改訂で創設された普通教科「情報」(以下、情報科)の検定済教科書では、著作・編集者によって多種多様な解釈がされ、高等学校学習指導要領に示されている内容・項目の構成に、差異があったことが報告されている<sup>[6][7]</sup>。道徳科の特別な教科への位置付けの変更に伴い、新たに著作・編集される検定済教科書においても、情報科と同様の可能性が考えられたため、この点について検証が必要と考えられる。

## (2) 学校教育における情報モラル教育

近年、情報通信機器の発達・普及に伴い、違法・有害情報に起因する問題が多発し、その対応として、学校において児童生徒が情報内容を適切に判断できる能力の育成、いわゆる情報モラル教育が必要と考えられてきた<sup>[8]</sup>。しかし、現行の小学校学習指導要領において情報モラル教育を、専門的に取り扱う教科・領域は設定されていない<sup>[9]</sup>。そのため、文部科学省では、これまでに小学校において児童の発達段階に応じた体系的な情報モラル教育を実施していくために、各種資料を示してきた。平成19年の情報モラル指導モデルカリキュラムでは、情報モラル教育を体系的に推進するため、情報モラルの指導内容を5つの分類に整理し、児童の発達段階に応じて大目標・中目標レベルの指導目標を示した(巻末資料1参照)<sup>[10]</sup>。平成22年の教育の情報化に関する手引きでは、教科・領域の内容・項目と関連する情報モラルの指導内容と指導事例を示し<sup>[11]</sup>、小学校では、国語科、社会科、図画工作科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動の内容・項目と関連させ、実施が可能であることを示した。

情報モラルを身に付けるための前提として、玉田ら(2004)は、道徳教育で扱われる「日常生活におけるモラル」の習得の必要性を報告している<sup>[12]</sup>。新小学校学習指導要領では、文部科学省においても道徳と情報モラル教育は、特に関連性が高いことと、道徳科における情報モラルの指導を充実することを記した<sup>[註1][8]</sup>。このことを受けて、副読本と比較して新たに著作・編集される道徳科の検定済教科書において、情報モラル教育の充実を図られていると考えられる。

これまでに、道徳の時間で取り扱う情報モラル教材について、いくつかの報告がされている。例えば、柴山(2014)は、文部科学省発行の「私たちの道徳」に掲載されている情報モラル教材の分析を行い<sup>[註2][13]</sup>、各教材のねらいを示すとともに、情報モラル教材の方向性を取りまとめてきた。また、村松(2015)も文部科学省発行の教材「私たちの道徳」を用いて、情報モラル教材と道徳の内容項目との関連を整理し、道徳の内容では「主として自分に関すること」、「主として他人との関わり」、「主として社会との関わり」の順で情報モラル教材が多いことを示した<sup>[14]</sup>。しかし、これらの先行研究の対象は、文部科学省発行の教材「わたしたちの道徳」のみであり、そこに掲載されている情報モラル教材数も

少ない。そのため、道徳科の新小学校学習指導要領における内容項目との関連については十分な検討が行えていないと判断された。その他に、情報モラル指導モデルカリキュラムの目標（大目標、中目標）との関連についても整理されていない。

### (3) 研究の目的

以上のことをふまえて、本研究では、新小学校学習指導要領に基づいて著作・編集された道徳科の検定済教科書から情報モラル教材を抽出し、推奨年間指導計画での教材の取扱いと形式、新小学校学習指導要領の内容項目との関連、情報モラル指導モデルカリキュラムの関連について整理し、その特徴を分析する。そしてその結果から、小学校道徳科の各検定済教科書における情報モラル教材に関する差異の検討と、新小学校学習指導要領において、体系的な情報モラル教育を進める上で、道徳科の役割について基礎的資料を得ることを目的とする。

## 2. 研究の方法

### (1) 研究の対象

新小学校学習指導要領の第3章「特別の教科 道徳」に基づいて著作・編集された平成30年度版の検定済教科書は、8社から出版されている（8社を、A社からH社と記す）。本研究では、児童の情報通信機器の利用機会が多く、情報モラル教育の必要性が高いと考えられる小学校第5学年と第6学年（以下、小学校高学年）を対象とする<sup>[15]-[30]</sup>。

### (2) 分析の内容

#### (a) 推奨年間指導計画での教材の取扱いと形式（分析1）

小学校高学年道徳科の各検定済教科書から情報モラル教材を抽出し、推奨年間指導計画での教材の取扱い（推奨教材、適宜教材）<sup>[注3]</sup>、教材の形式（「物語・小説」、「統計・資料・コラム」、「漫画」、「その他」）<sup>[注4]</sup>について整理する。

尚、情報モラル教材についての判定は、検定済教科書の著作・編集者の分類に基づいて行う。具体的には、検定済教科書または教科書会社作成の推奨年間指導計画の関連項目を確認し、情報モラル教材の記載の有無によって判断する。

#### (b) 新小学校学習指導要領の内容項目との関連（分析2）

各検定済教科書から抽出した情報モラルの推奨教材について、道徳科の新小学校学習指導要領における第5、6学年の内容項目22との関連を整理する（表3参照）。

この判定も分析1と同様に、関連項目を確認して行う。尚、適宜教材を含めない理由は、以下の通りである。適宜教材は、学校、学級等の実状を応じて使用する教材であるため、教科書会社作成の推奨年間指導計画に位置づけられていない。さらに、その多くは推奨教材と併わせての使用であり、新小学校学習指導要領の内容項目との関連が明確に示されていないためである。

#### (c) 情報モラル指導モデルカリキュラムとの関連（分析3）

分析1で抽出した情報モラルの推奨教材について、その記載内容から情報モラル指導モデルカリキュラムの中目標との同定作業を行い、その頻度を整理する。尚、中目標との同定作業は、大学の情報教育担当教員2名が個別に行い、意見が合致しない場合は、協議し、決定する。

## 3. 結果

(1) 推奨年間指導計画での教材の取扱いと形式 (分析1)

(a) 推奨年間指導計画での教材の取扱い

小学校高学年道徳科の各検定済教科書から情報モラル教材を抽出し、学年、各社ごとに推奨教材、適宜教材に分けて整理した。その結果を表1に示す。

表1 道徳科の検定済教科書における情報モラルの教材数

検定済教科書	学年	推奨教材		適宜教材		合計	
A社	5		0(0)		1(3)		1(3)
B社	5		2(6)		1(1)		3(7)
C社	5		0(0)		2(2)		2(2)
D社	5	11	3(14)	7	0(0)	18	3(14)
E社	5	(45)	1(4)	(12)	0(0)	(57)	1(4)
F社	5		3(14)		1(2)		4(16)
G社	5		2(7)		1(2)		3(9)
H社	5		0(0)		1(2)		1(2)
A社	6		0(0)		1(3)		1(3)
B社	6		1(4)		2(3)		3(7)
C社	6		1(4)		2(2)		3(6)
D社	6	10	2(8)	9	0(0)	19	2(8)
E社	6	(43)	2(8)	(15)	0(0)	(55)	2(8)
F社	6		2(10)		1(2)		3(12)
G社	6		1(4)		2(3)		3(4)
H社	6		1(5)		1(2)		2(7)
第5学年平均			1.4(5.6)		0.9(1.5)		2.3(7.1)
第6学年平均			1.3(5.4)		1.1(1.9)		2.4(6.9)
小学校高学年平均			1.3(5.5)		1(1.7)		2.3(7)

注) カッコ内はページ数を示す、そのページ数には、検定済教科書に掲載されているワークシートが含まれている

第5学年の各検定済教科書に掲載されている情報モラル教材数の最大値はF社の4、最小値はA社、E社、H社の1、平均値は2.3であった。その内、推奨教材数の最大値はD社とF社の3、最小値はA社とC社の0、平均値は1.4であった。それに対して、適宜教材数の最大値はC社の2、最小値はD社とE社の0、平均値は0.9であった。適宜教材数より推奨教材数の平均値が高かった。

第6学年の各検定済教科書に掲載されている情報モラル教材数の最大値はB社、C社、F社、G社の3、最小値はA社1、平均値は2.4であった。その内、推奨教材数の最大値はD社、E社、F社の2、最小値はA社の0、平均値は1.3であった。それに対して、適

宜教材数の最大値はB社、C社の2、最小値はD社とE社の0、平均値は1.1であった。適宜教材数より推奨教材数の平均値が高かった。

小学校高学年の各検定済教科書に掲載されている情報モラル教材数の平均値は2.3であった。その内、推奨教材数の平均値は1.3、適宜教材数の平均値は1であった。適宜教材数より推奨教材数の平均値が高かった。

(b) 教材の形式

各検定済教科書から抽出した情報モラル教材を推奨教材、適宜教材に分けて、その形式を整理した。その結果を表2に示す。

表2 道徳科の検定済教科書における情報モラル教材の形式

学年	推奨教材					適宜教材					合計				
	物語・小説	統計・資料・コラム	漫画	その他	小計	物語・小説	統計・資料・コラム	漫画	その他	小計	物語・小説	統計・資料・コラム	漫画	その他	合計
第5学年	10	0	1	0	11	1	5	1	0	7	11	5	2	0	18
第6学年	9	0	1	0	10	2	6	1	0	9	11	6	2	0	19
小学校高学年	19	0	2	0	21	3	11	2	0	16	22	11	4	0	37

第5学年では、「物語・小説（11）」、「統計・資料・コラム（5）」、「漫画（2）」の順で多く抽出された。その内、推奨教材では「物語・小説（10）」、適宜教材は「統計・資料・コラム（5）」が最も多かった。

第6学年では、「物語・小説（11）」、「統計・資料・コラム（6）」、「漫画（2）」の順で多く抽出された。その内、推奨教材では「物語・小説（9）」、適宜教材は「統計・資料・コラム（6）」が最も多かった。

小学校高学年では、「物語・小説（22）」、「統計・資料・コラム（11）」、「漫画（4）」の順で多く抽出された。その内、推奨教材では、「物語・小説（19）」、適宜教材は「統計・資料・コラム（11）」が最も多かった。

(2) 新小学校学習指導要領の内容項目との関連（分析2）

分析1で抽出した推奨教材を、検定済教科書と教科書会社推奨の年間指導計画の記載事項をもとに、新小学校学習指導要領の内容項目22に分類した。その結果を表3に示す。

第5学年において新小学校学習指導要領の4つの視点との関連では、「B. 主として人との関わりに関すること（5）」、「A. 主として自分自身に関すること（4）」、「C. 主として集団や社会との関わりに関すること（2）」の順で多かった。「D. 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」の内容との関連教材はなかった。

第6学年において新小学校学習指導要領の4つの視点との関連では、「A. 主として自分自身に関すること（9）」、「C. 主として集団や社会との関わりに関すること（1）」の順で教材数が多かった。「B. 主として人との関わりに関すること」、「D. 主として生命や

自然、崇高なものとの関わりに関すること」の内容との関連教材はなかった。

小学校高学年において新小学校学習指導要領の4つの視点との関連では、「A. 主として自分自身に関すること (13)」、「B. 主として人との関わりに関すること (5)」、「C. 主として集団や社会との関わりに関すること (3)」の順で教材数が多かった。「D. 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」の内容との関連教材はなかった。

表3 道徳科の検定済教科書における情報モラル教材と新学習指導要領の内容項目との関連

視点	内容項目	第5学年		第6学年		小学校高学年		
A. 主として自分自身に関すること	1. 善悪の判断、自律、自由と責任	4	2	9	4	13	6	
	2. 正直、誠実		1		1		2	
	3. 節度、節制		1		4		5	
	4. 個性の伸長		0		0		0	
	5. 希望と勇気、努力と強い意志		0		0		0	
	6. 真理の探究		0		0		0	
B. 主として人との関わりに関すること	7. 親切、思いやり	5	1	0	0	5	1	
	8. 感謝		0				0	0
	9. 礼儀		0				0	0
	10. 友達、信頼		2				0	2
	11. 相互理解、寛容		2				0	2
C. 主として集団や社会との関わりに関すること	12. 規則の尊重	2	1	1	0	3	2	
	13. 公正、公平、社会正義		1				0	1
	14. 勤労、公共の精神		0				0	0
	15. 家族愛、家族生活の充実		0				0	0
	16. よりよい学校生活、集団生活の充実		0				0	0
	17. 伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度		0				0	0
	18. 国際理解、国際親善		0				0	0
	D. 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること		19. 生命の尊さ				0	0
20. 自然愛護		0	0	0				
21. 感動、畏敬の念		0	0	0				
22. より良い生きる喜び		0	0	0				
合計			11		10		21	

第5学年において新小学校学習指導要領の内容項目との関連では、22項目中8項目で

関連教材があった。そして「1. 善悪の判断、自律、自由と責任」、「10. 友達、信頼」、「11. 相互理解、寛容」でそれぞれ2つの関連教材があり、残りの5項目で1つの教材があった。

第6学年において新小学校学習指導要領の内容項目との関連では、22項目中4項目で関連教材があった。そして「1. 善悪の判断、自律、自由と責任」、「3. 節度、節制」で4つの関連教材があり、残りの2項目で1つの教材があった。

小学校高学年において新小学校学習指導要領の内容項目との関連では、22項目中8項目で関連教材があった。そして「1. 善悪の判断、自律、自由と責任」で6つの関連教材、「3. 節度、節制」で5つの関連教材、「2. 正直、誠実」、「10. 友達、信頼」、「11. 相互理解、寛容」、「12. 規則の尊重」でそれぞれ2つの関連教材があった。残りの2項目で1つの教材があった

### (3) 情報モラル指導モデルカリキュラムとの関連 (分析3)

分析1で抽出した推奨教材について、その記載内容から情報モラル指導モデルカリキュラムの中目標との同定作業を行った。その結果を表4に示す。

表4 道徳科の検定済教科書における情報モラル教材と情報モラル指導モデルカリキュラムとの関連

分類	中目標 (小学校第5～6学年)	第5学年		第6学年		小学校高学年	
1. 情報社会の倫理	a 3-1 : 他人や社会への影響を考えて行動する	10	7	6	3	16	10
	b 3-1 : 情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する		3		3		6
2. 法の理解と遵守	c 3-1 : 何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない	1	1	1	1	2	2
	c 3-2 : 「ルールや決まりを守る」ということの社会的を知り、尊重する		0		0		0
	c 3-3 : 契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない		0		0		0
3. 安全への知恵	d 3-1 : 予測される危険の内容がわかり、避ける	0	0	3	0	3	0
	d 3-2 : 不適切な情報であるものを認識し、対応できる		0		0		0
	e 3-1 : 情報の正確さを判断する方法を知る		0		0		0
	e 3-2 : 自他の個人情報、第三者にもらさない		0		0		0
	f 3-1 : 健康を害するような行動を自制する		0		3		3
	f 3-2 : 人の安全を脅かす行為を行わない		0		0		0
4. 情報セキュリティ	g 3-1 : 不正使用や不正アクセスされないように利用できる	0	0	0	0	0	0
	h 3-1 : 情報の破壊や流出を守る方法を知る		0		0		0
5. 公共的なネットワーク社会の構築	i 3-1 : ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う	0	0	0	0	0	0
合計			11		10		21

第5学年において情報モラル指導モデルカリキュラムの5つの分類との関連では、「1.

情報社会の倫理 (10)」、 「2. 法の理解と遵守 (1)」 の順で関連教材が多かった。「3. 安全への知恵」、 「4. 情報セキュリティ」、 「5. 公共的なネットワーク社会の構築」 では、 関連教材がなかった。そして情報モラル指導モデルカリキュラムとの中目標との関連では、 14項目中3項目の中目標で関連教材があった。「a3-1：他人や社会への影響を考慮して行動する (7)」、 「b3-1：情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する (3)」、 「c3-1：何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない (1)」 の順で関連教材が多かった。中目標の内、11項目で関連教材はなかった。

第6学年において情報モラル指導モデルカリキュラムの5つの分類との関連では、「1. 情報社会の倫理 (6)」、 「3. 安全への知恵 (3)」、 「2. 法の理解と遵守 (1)」 の順で関連教材が多かった。「4. 情報セキュリティ」、 「5. 公共的なネットワーク社会の構築」 では関連教材がなかった。そして情報モラル指導モデルカリキュラムとの中目標との関連では、 14項目中5項目の中目標で関連教材があった。「a3-1：他人や社会への影響を考慮して行動する (3)」、 「b3-1：情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する (3)」、 「f3-1：健康を害するような行動を自制する (3)」、 「c3-1：何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない (1)」 の順で関連教材が多かった。中目標の内、10項目で関連教材はなかった。

小学校高学年において情報モラル指導モデルカリキュラムの5つの分類との関連では、「1. 情報社会の倫理 (16)」、 「3. 安全への知恵 (3)」、 「2. 法の理解と遵守 (1)」 の順で関連教材が多かった。「4. 情報セキュリティ」、 「5. 公共的なネットワーク社会の構築」 では関連教材がなかった。そして情報モラル指導モデルカリキュラムとの中目標との関連では、 14項目中5項目の中目標で関連教材があった。「a3-1：他人や社会への影響を考慮して行動する (10)」、 「b3-1：情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する (6)」、 「f3-1：健康を害するような行動を自制する (3)」、 「c3-1：何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない (2)」 の順で関連教材が多かった。中目標の内、10項目で関連教材はなかった。

#### 4. 考察

本研究の目的は、小学校道徳科の検定済教科書における情報モラル教材に関する差異の検討と、新小学校学習指導要領における体系的な情報モラル教育を進める上での道徳科での役割について基礎的資料を得ることであった。しかし、検定済教科書における情報モラル教材数が限定的であったことや、道徳科の時間に自作教材を使用する教員がいる実状をふまえると、結果についての議論は、慎重を要する。その前提に立って、本研究で得られた結果を考察していく。

分析1の結果から、検定済教科書における情報モラル教材数の平均値は小学校5学年で2.3、小学校6学年で2.4、小学校高学年で2.3であった。道徳科の特別な教科への教育課程上の位置付けの変更に伴い、情報モラルに関する扱いが「留意すること」から「充実すること」に変わった。このことが一因となり、全ての小学校高学年検定済教科書では、複数の情報モラル教材が掲載されていると推察された。しかし、推奨年間指導計画上での教材の取扱いを整理した結果、各検定教科書によって差異があった。具体的には、第5学年



で2社、第6学年で1社の検定済教科書において適宜教材のみの取り扱いであった。これらの検定済教科書採択の学校においては、教員による情報モラルに関する自作教材の開発、年間指導計画における適宜教材を推奨教材と併用した授業方法の検討などを行い、新小学校学習指導要領のねらいに即した情報モラル教育の充実を図ることが必要と考えられた。

情報モラルの推奨教材の形式では、「物語・小説」、適宜教材の形式では、「統計・資料・コラム」が最も多かった。推奨教材において「物語・小説」の形式が多く採用された理由として、自我関与を中心とした学習を想定していると推察された。具体的には、登場人物が情報通信機器の利用時に起こす情報モラルの問題を、自分の身近な問題として捉えさせ、その問題の根底にある他者への共感や思いやり、法やきまりの持つ意味などの道徳的な価値観に対する理解を深めやすくするために、この形式が多く採用されていると推察された。それに対して多くの適宜教材は、推奨教材と併用する資料としての性格を持たせていると思われた。推奨教材で道徳的な価値観に対する理解を深め、その後、関連性がある情報モラルの問題を発展的に取り扱うことを想定していると思われた。そのため、ページ数を少なくし、比較的短い時間で取り扱うことのできる「統計・資料・コラム」の形式が多く採用されていると考えられた。

分析2の結果から、新小学校学習指導要領の内容項目との関連では、第5学年で22項目中8項目、第6学年で22項目中4項目の関連教材が抽出された。道徳科の新小学校学習指導要領解説では、「7. 親切、思いやり」、「9. 礼儀」、「12. 規則の尊重」の項目について例示されていた。具体的には、「相手の顔がみえないメールと顔合わせての会話との違い」、「メールなどが相手に与える影響」、「インターネット等に起因する心のすれ違い」、「インターネット上のルールや著作権など法やきまり」であった。しかし、各検定済教科書では、「7. 親切、思いやり(1)」、「9. 礼儀(0)」、「12. 規則の尊重(2)」の項目の関連教材は少なく、各検定教科書によっては抽出されなかった。小学校段階において高学年は、情報通信機器を日常的に用いる環境にあり、これらの内容については道徳的価値と関連づけた指導の必要性が高いと考えられる。しかし、道徳科では、各教科・領域等と関連づけて取り扱う内容が多くあり、年間の配当時数から扱える情報モラルの教材数は限定的であると考えられた。このことが一因となり、上記の項目の推奨教材が検定済教科書に掲載されていないと思われた。

分析3の結果から、道徳科の新小学校学習指導要領では内容との関連をふまえて、情報モラル指導モデルカリキュラムの分類で「1. 情報社会の倫理」、「2. 法の理解と遵守」を中心に扱っていくことが示されていた。しかし、第5学年、第6学年ともに「1. 情報社会の倫理」の関連する推奨教材が多く抽出され、第5、6学年ともに「2. 法の理解と遵守」の関連する推奨教材に関しては、ほとんど抽出されなかった。「2. 法の理解と遵守」は、情報社会でのルールやマナーを順守する大目標が設定されており、問題事例としては、「違法なダウンロード」、「各アプリにおける課金制度に関するトラブル」が含まれていると考えられた。そして、小学生による違法ダウンロード、アプリ使用時における課金トラブルの問題は、ニュースで事件として報道もされている。上記のような違法行為、金銭トラブルに関しては、筆者の知る限り道徳科の教材として、取り扱われてはいない。上記の問題について道徳科で取り扱いを検討し、適切な教材開発を行うことが必要と

考えられた。

文部科学省によると、児童は学年が上がるにつれて、次第に情報通信機器を日常的に用いる環境にあることを示している<sup>[1]</sup>。このことは、モバイル社会研究所の調査でも同様の結果を示している。小学校高学年でスマートフォンまたはスマートフォン以外の携帯電話の使用は6割を超え、インターネットの利用時間やSNSの利用の増加し、就寝時間の遅れの問題を指摘されている<sup>[31]</sup>。このような状況下において、道徳科の新小学校学習指導要領では情報モラルの充実を図るために多くの例示がされていたが、検定済教科書では、その全てを取り扱えていない実状があった。小学校において発達段階に応じた体系的な情報モラル教育を実施するためには、道徳科で取り扱うことのできない内容を他教科・領域での取り扱いを検討し、その授業のねらいに、道徳的価値を有機的に結び付ける指導方法の工夫が、必要と考えられた。そのために、道徳教育推進教員、情報教育担当教員、管理職のもと、学校全体で体系的なカリキュラムを作成し、情報モラルの指導にあたる必要があると考えられた。

## 5. まとめと今後の課題

本研究では新小学校学習指導要領における小学校高学年道徳科の検定済教科書から情報モラル教材を抽出し、教材の取扱い、新小学校学習指導要領における道徳科の内容項目との関連、情報モラルモデル指導カリキュラムとの関連について、特徴を分析した。その結果、以下の知見を得ることができた。

- (1) 新小学校学習指導要領では、社会の情報化への対応等の理由から情報モラル教育の充実が図られ、全ての検定済教科書で情報モラル教材が掲載されていた。しかし、一部の検定済教科書では、適宜教材のみ掲載であった。これらの検定済教科書を使用する場合、教員による情報モラルに関する自作教材の開発、年間指導計画における適宜教材を推奨教材と併用した授業方法の検討などを行う必要性が示唆された。
- (2) 新小学校学習指導要領における道徳科の内容項目との関連において第5学年で8項目、第6学年では4項目の情報モラル関連の推奨教材が抽出された。しかし、新小学校学習指導要領で例示されている内容項目「9. 礼儀」については、抽出されなかった。道徳科は各教科・領域等と関連づけて取り扱う内容が多いこと、年間の配当時数が限られていることに起因していると考えられた。
- (3) 情報モラルの推奨教材では、情報モラル指導モデルカリキュラムの「1. 情報社会の倫理」が多く抽出され、「2. 法の理解と遵守」に関する教材は、ほとんど抽出されなかった。新小学校学習指導要領の主旨に沿った情報モラル教育を実施するために、道徳科の授業で使用できる「2. 法の理解と遵守」の内容に関連した教材の開発が必要と考えられた。
- (4) 新小学校学習指導要領における小学校高学年の道徳科では、取り扱うことのできる情報モラルの内容は限定的であるため、道徳科で実施できない情報モラルの内容に関しては他教科・領域で取扱いを検討し、その授業のねらいに、道徳的価値を有機的に結び付ける指導方法の工夫が必要と考えられた。

今後は、本研究結果をふまえて、以下の2点が次の課題と考えられる。

- ①道徳科の新中学校学習指導要領における検定済教科書に対して、同様の特徴分析を行い、問題点を明らかにすること
- ②道徳科における小中学校での系統性のある情報モラル教育を実施する上での課題を検討すること

## 注記

- [1] 平成29年に告示された小学校学習指導要領では次の事項が記されている。  
「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」  
(6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらを解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方ができる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようすること。
- [2] 「私たちの道徳」は文部科学省が著作権を有する冊子である。道徳教育用教材「心のノート」を全面改訂し、平成26年度から全国の小・中学校に配布している。小学校は1、2学年用、3、4学年用、5、6学年用の3冊、中学校は1冊が作成されている。
- [3] 道徳科の検定済教科書の教材は、推奨教材と適宜教材から構成されている。推奨教材は、著作・編集者推奨の年間指導計画で使用される教材に位置付けられ、適宜教材は、その年間指導計画で使用教材には位置付けられていない。適宜教材は、学校または地域等の実状に応じて任意で使用する教材である。
- [4] 読み物教材は伝記、物語・小説、童話、新聞記事、統計・資料、コラム、詩、漫画、郷土資料、児童生徒作品等に分類することができる。本研究では情報モラル教材の性格から「物語・小説（児童生徒作品を含む）」、「統計・資料・コラム」、「漫画」、「その他」に分類する。

## 引用文献・参考文献

- [1] 文部科学省『小学校学習指導要領解説 道徳編 平成20年8月』、東洋館出版、2008
- [2] 征矢野達彦「道徳教育の現状と道徳の教科化、「特別の教科 道徳」の今後のあり方—学習指導要領の改訂を通して—」、松本大学研究紀要、第14号、pp.13-28、2016
- [3] 文部科学省『小学校学習指導要領（平成29年告示）平成29年3月告示』、東洋館出版社、2018
- [4] 文部科学省「教科書」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/main3\\_a2.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/main3_a2.htm)（参照日：平成31年3月31日）
- [5] 文部科学省「教科書制度」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/1355979.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1355979.htm)（参照日：平成31年3月31日）

- [6] 香山瑞恵、曾田正彦、岡本敏雄「高等学校普通教科情報科：情報A教科書の比較検討―定量的側面からの考察―」、日本教育工学会第19回全国大会、pp.289-290、2003
- [7] 香山瑞恵、永田奈央美、高谷知憲・高橋正憲「高等学校普通教科「情報」教科書に対する内容分析―平成15年度版教科書と17年度版教科書との比較より―」、日本教育工学論文誌、31、1巻、pp.97-106、2007
- [8] 文部科学省『小学校学習指導要領解説（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳編』、廣濟堂あかつき、2018.
- [9] 文部科学省『小学校学習指導要領 平成20年3月告示』、東京書籍、2008
- [10] 文部科学省『情報モラル指導モデルカリキュラム』  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1296900.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1296900.htm)（参照日：平成31年3月31日）
- [11] 文部科学省『教育の情報化に関する手引き』、開隆堂出版、2010
- [12] 玉田和恵、松田稔樹「[3種の知識]による情報モラル指導法の開発」、日本教育工学会論文誌、28、2巻、pp.79-88、2004
- [13] 柴山英樹「道徳教育における「情報モラル」の教材と指導法の課題―道徳読み物資料の検討を中心に―」、教材学研究、25巻（別冊）、pp.49-53、2014
- [14] 村松遼太「『私たちの道徳』における情報モラルに関する教材の課題―内容項目との関連性の分析を通して―」、教材学研究、26巻、pp.191-200、2015
- [15] 渡邊満、押谷由夫他『新しい道徳5』、東京書籍、2018
- [16] 渡邊満、押谷由夫他『新しい道徳6』、東京書籍、2018
- [17] 加藤直行他『小学道徳 ゆたかな心5』、光文書院、2018
- [18] 加藤直行他『小学道徳 ゆたかな心6』、光文書院、2018
- [19] 大原龍一、松尾直博他『かがやけみらい 小学校 道徳5年』、学校図書、2018
- [20] 大原龍一、松尾直博他『かがやけみらい 小学校 道徳6年』、学校図書、2018
- [21] 林泰成、貝塚茂樹、柳沼良太他『小学道徳5 はばたこう明日へ』、教育出版、2018
- [22] 林泰成、貝塚茂樹、柳沼良太他『小学道徳6 はばたこう明日へ』、教育出版、2018
- [23] 永田繁雄他『みんなの道徳 5年』、学研教育みらい、2018
- [24] 永田繁雄他『みんなの道徳 6年』、学研教育みらい、2018
- [25] 藤永芳純、島恒生他『小学道徳生きる力5』、日本文教出版、2018
- [26] 藤永芳純、島恒生他『小学道徳生きる力6』、日本文教出版、2018
- [27] 横山利弘、七條正典、柴原弘志『みんなで考え、話し合う 小学生の道徳5』、廣濟堂あかつき、2018
- [28] 横山利弘、七條正典、柴原弘志『みんなで考え、話し合う 小学生の道徳6』、廣濟堂あかつき、2018
- [29] 朝倉喩美子、杉中康平、田中茂紀他『道徳5 きみがいちばんひかるとき』、光村図書出版、2018
- [30] 朝倉喩美子、杉中康平、田中茂紀他『道徳6 きみがいちばんひかるとき』、光村図書出版、2018

書出版、2018

[31] モバイル社会研究所『モバイル白書 Web 版』

<http://www.moba-ken.jp/whitepaper/wp18.html> (参照日：平成31年 3 月31日)

Received : May, 7, 2019

Accepted: June, 12, 2019

巻末資料1

情報モラル指導モデルカリキュラム表 (大目標・中目標レベル)

分類	小学校1～2年	小学校3～4年	小学校5～6年	中学校	高等学校
1. 情報社会の倫理	a1～a3: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ a1-1: 約束や決まりを守る	a2-1: 相手への影響を考慮して行動する	a3-1: 他人や社会への影響を考慮して行動する	a4～a5: 情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす a4-1: 情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する	a4～a5: 情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす a4-1: 情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する
	b1～b3: 情報に関する自分や他者の権利を尊重する b1-1: 人の作ったものを大切に扱う b1-2: 人の作ったものを大切にしない	b2-1: 自分や他人の権利や情報を尊重することを知り、尊重する	b3-1: 情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する	b4～b5: 情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する b4-1: 個人の権利 (人格権、肖像権など) を理解し、尊重する b4-2: 著作権などの知的財産権を尊重する	b4～b5: 情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する b4-1: 個人の権利 (人格権、肖像権など) を理解し、尊重する b4-2: 著作権などの知的財産権を尊重する
2. 法の理解と遵守	c2-1: 情報の発信や情報やりとりする場合はルール・マナーを守り、守る	c3-1: 何がルール・マナーを知り、絶対に行わない c3-2: 「ルールや決まりを守る」ということの意味を知り、ルールや法律の内容を知る c3-3: 契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない	c4-1: 違法な行為は何かを知り、違法だとわかっている行動は絶対に行わない c4-2: 情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る c4-3: 契約の基本的な考え方を理解し、責任を理解する	c4: 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る c4-1: 違法な行為は何かを知り、違法だとわかっている行動は絶対に行わない c4-2: 情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る c4-3: 契約の基本的な考え方を理解し、責任を理解する	c5: 情報に関する法律の内容を理解し、遵守する c5-1: 情報に関する法律の内容を積極的に関心し、適切に行動する c5-2: 情報社会の活動に関するルールや法律を理解し、適切に行動する c5-3: 契約の内容を正確に把握し、適切に行動する
3. 安全への知恵	d1～d3: 情報社会の危険から身を守ることに努める d1-1: 大人と一緒に使い、危険に気付いたら大人に知らせる d1-2: 不適切な情報に出会ったとき、大人に知らせる d2-1: 決まられた利用の時間や約守る d2-2: 決まられた利用の時間や約守らない	d2-2: 危険に気付いたら大人に知らせる d3-1: 危険に気付いたら大人に知らせる d3-2: 不適切な情報に出会ったとき、大人に知らせる d3-3: 不適切な情報に出会ったとき、大人に知らせる	d4-1: 危険に気付いたら大人に知らせる d4-2: 危険に気付いたら大人に知らせる d4-3: 危険に気付いたら大人に知らせる	d4～d5: 危険を予測し被害を予防することにも、安全に活用する d4-1: 安全性の面から、情報社会の特性を理解し、安全に活用する d4-2: トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る d4-3: トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る	d4～d5: 危険を予測し被害を予防することにも、安全に活用する d4-1: 安全性の面から、情報社会の特性を理解し、安全に活用する d4-2: トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る d4-3: トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る
	e1～e3: 情報を正しく安全に利用することに努める e1-1: 知らない人に、連絡先を教えない e1-2: 知らない人に、連絡先を教えない e2-1: 情報には誤ったものもあることに気づく e2-2: 個人情報は、他人に知らせてはいけない e3-1: 健康を害する可能性がある情報を見つけたとき、大人に知らせる e3-2: 健康を害する可能性がある情報を見つけたとき、大人に知らせる	e2-1: 情報には誤ったものもあることに気づく e2-2: 個人情報は、他人に知らせてはいけない e3-1: 健康を害する可能性がある情報を見つけたとき、大人に知らせる e3-2: 健康を害する可能性がある情報を見つけたとき、大人に知らせる	e4-1: 健康を害する可能性がある情報を見つけたとき、大人に知らせる e4-2: 健康を害する可能性がある情報を見つけたとき、大人に知らせる e4-3: 健康を害する可能性がある情報を見つけたとき、大人に知らせる	e4～e5: 情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身に付ける e4-1: 情報の信頼性を吟味できる e4-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる e4-3: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる	e4～e5: 情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身に付ける e4-1: 情報の信頼性を吟味できる e4-2: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる e4-3: 自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる
4. 情報セキュリティ	f1～f3: 安全や健康を害するようないかなる行動も抑制できる f1-1: 決められた利用の時間や約守る f1-2: 決められた利用の時間や約守らない f2-1: 健康を害する可能性がある情報を見つけたとき、大人に知らせる f2-2: 健康を害する可能性がある情報を見つけたとき、大人に知らせる f3-1: 健康を害する可能性がある情報を見つけたとき、大人に知らせる f3-2: 健康を害する可能性がある情報を見つけたとき、大人に知らせる	f2-1: 健康を害する可能性がある情報を見つけたとき、大人に知らせる f2-2: 健康を害する可能性がある情報を見つけたとき、大人に知らせる f3-1: 健康を害する可能性がある情報を見つけたとき、大人に知らせる f3-2: 健康を害する可能性がある情報を見つけたとき、大人に知らせる	f4-1: 健康を害する可能性がある情報を見つけたとき、大人に知らせる f4-2: 健康を害する可能性がある情報を見つけたとき、大人に知らせる f4-3: 健康を害する可能性がある情報を見つけたとき、大人に知らせる	f4～f5: 自他の安全や健康を害するようないかなる行動も抑制できる f4-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる f4-2: 自他の安全な面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる f4-3: 自他の安全な面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f4～f5: 自他の安全や健康を害するようないかなる行動も抑制できる f4-1: 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる f4-2: 自他の安全な面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる f4-3: 自他の安全な面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
	g2～g3: 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る g2-1: 認証の重要性を理解し、正しく利用できるようにする g3-1: 情報の破壊や流出を防ぐために、対策・対応がとれる	g2-1: 認証の重要性を理解し、正しく利用できるようにする g3-1: 情報の破壊や流出を防ぐために、対策・対応がとれる	g4-1: 情報の破壊や流出を防ぐために、対策・対応がとれる g4-2: 情報の破壊や流出を防ぐために、対策・対応がとれる	g4～g5: 情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける g4-1: 情報セキュリティの基礎的な知識を身につける g4-2: 情報セキュリティの基礎的な知識を身につける g4-3: 情報セキュリティの基礎的な知識を身につける	g4～g5: 情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける g4-1: 情報セキュリティの基礎的な知識を身につける g4-2: 情報セキュリティの基礎的な知識を身につける g4-3: 情報セキュリティの基礎的な知識を身につける
5. 公共的なネットワーク社会の構築	h2-1: 協力し合ってネットワークを構築する h2-2: 協力し合ってネットワークを構築する	h3-1: ネットワークは共有のもので、あるという意識を持って使う	h4-1: ネットワークの公共性を意識して行動する h4-2: ネットワークの公共性を意識して行動する	h4～h5: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる h4-1: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる h4-2: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる h4-3: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる	h4～h5: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる h4-1: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる h4-2: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる h4-3: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる
6. 公共的なネットワーク社会の構築	i2-1: 協力し合ってネットワークを構築する i2-2: 協力し合ってネットワークを構築する	i3-1: ネットワークは共有のもので、あるという意識を持って使う	i4-1: ネットワークの公共性を意識して行動する i4-2: ネットワークの公共性を意識して行動する	i4～i5: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる i4-1: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる i4-2: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる i4-3: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる	i4～i5: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる i4-1: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる i4-2: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる i4-3: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる